

# 千葉市消防局自動体外式除細動器貸出基準

## 1 目的

この基準は、当市におけるバイスタンダーの迅速な応急手当による救命率の向上を図ることを目的として、スポーツ又はレクリエーションの催物等（以下「催物等」という。）の主催者に各区の消防署で管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸借に関して、必要な手続きを定めるものとする。

## 2 対象者

AEDを貸与することができる者は、次の要件を満たす催物等を主催する団体とする。

- ア 千葉市内の団体であること。
- イ 千葉市民が参加するものであること。

## 3 貸与の対価及び保管等に要する費用

- (1) AEDを貸与する対価は、無償とする。
- (2) AEDを運搬する費用及び貸与期間内のAEDの維持管理に要する費用については、AEDの貸与を受けた者（以下「借受人」という。）の負担とする。
- (3) AEDに付属しているパッド及びその他の消耗品を正規の目的以外に使用した場合は、借受人の負担により交換すること。

## 4 返却期限及び貸与期間

- (1) AEDを返却する期限は、消防署長（以下「署長」という。）が別に定める。
- (2) 貸出期日から返却期日までの期間（以下「貸与期間」という。）は、原則として7日以内とする。ただし、署長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

## 5 借受人の遵守事項

借受人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与の目的である催物等の会場に、各種救命講習会を修了した者、その他AEDを適切に取り扱うことができる者を配置すること。
- (2) 貸与期間内は、AEDを常に良好な状態で管理すること。
- (3) AEDを処分し、又は目的以外に使用しないこと。
- (4) AEDを転貸しないこと。
- (5) 借受人の故意又は過失によりAEDを破損又は紛失した場合には、借受人はその負担においてこれを補償し、又は修理により原状回復すること。
- (6) 署長が借受人にAEDの返還を求めたときは、速やかに応諾すること。

## 6 貸与の手続き

- (1) AEDの貸与を受けたい者は、催物等の開催日（開催日が2日間以上あるときは、その初日。）の前日に、「AED貸与申込書（様式第1号）」に必要事項を記載のうえ署長に申請するものとする。
- (2) 署長は、申込書を受理した後、内容を審査のうえ「AED貸与（承諾・不承諾）通知書（様式第2号）」により貸与を受けたい者に通知する。
- (3) 承諾を受けた者は、署長の指示に従いAEDの引渡しを受けるものとする。

## 7 報告及び返却手続き

- (1) 借受人は、AEDを破損又は紛失したときは、「AED破損等報告書（様式第3号）」により、直ちに署長へ報告しなければならない。
- (2) 借受人は、署長が指示した返却期日までに、AEDを返却しなければならない。

## 8 貸出等の管理

署長は、AEDの貸出し及び返却について、別紙「自動体外式除細動器（AED）貸出簿」により適正に管理するものとする。

## 9 協議

この基準に定めのない事項については必要に応じ、貸与側、借受人協議のうえ定めるものとする。

### 附 則

この基準は、平成30年9月20日から施行する。

AED貸与申込書

年 月 日

千葉市 消防署長 様

団体名 \_\_\_\_\_

借受人 代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

当団体は、千葉市消防局自動体外式除細動器（AED）貸出基準に基づき、AEDの貸出を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 使用する行事等名称	
2 窓口に来た方	住 所： 氏 名： 電話番号：
3 貸出希望日時	年 月 日（ ） 時 分
4 返却予定日時	年 月 日（ ） 時 分
5 使用中の保管場所	

(消防署使用欄) 窓口に来た方の 本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート その他（ ）
-------------------------------	---------------------------------

- ※ お申込みの際は、あらかじめ電話で最寄りの消防署に貸出状況をご確認のうえ申込書を持参し来署してください。
- ※ 貸出し場所及び返却場所は同一の消防署となります。（裏面参照）
- ※ お申込みにご来署される際は、ご本人確認のため身分証明書（顔写真付き）の提示を求めますので、事前にご用意ください。なお、提示された証明書（マイナンバーカードは表面のみ）の写しを取らせていただくことがあります。
- ※ 貸出中においてAEDを破損、紛失された場合については、全て借受人が弁償することとなります。

## 様式第1号（裏）

## 《消防署所在地・連絡先》

消防署	所在地	電話番号
千葉市中央消防署	千葉市中央区長洲1丁目2番1号	043-202-1615
千葉市花見川消防署	千葉市花見川区犢橋町107番地2	043-259-2544
千葉市稲毛消防署	千葉市稲毛区穴川4丁目12番2号	043-284-5111
千葉市若葉消防署	千葉市若葉区金親町244番1	043-237-7998
千葉市緑消防署	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地1	043-292-6111
千葉市美浜消防署	千葉市美浜区真砂5丁目15番6号	043-279-0119

AED貸与（承諾・不承諾）通知書

年 月 日

(貸出申請者)

\_\_\_\_\_様

千葉市

消防署長

千葉市消防局自動体外式除細動器（AED）貸出基準に基づき、年 月 日  
付けで申し込みがあったことについて、（承諾・不承諾）するので通知します。

1 団体名	
2 団体の代表者名	
3 貸出期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
4 貸出AED シリアルナンバー 備品登録番号	
5 その他 (不承諾の理由)	

《お問い合わせ先》

\_\_\_\_\_消防署 係 TEL: \_\_\_\_\_

## AED破損等報告書

年 月 日

千葉県 消防署長 様

団体名 \_\_\_\_\_

借受人 代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

当団体は、千葉県消防局自動体外式除細動器（AED）貸出基準に基づき、AEDの貸出を受けましたが、（破損・紛失）したので、下記のとおり報告します。

## 記

1 催物等名称	
2 発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
3 発生場所	
4 破損・紛失の状態	
5 破損・紛失の理由	